

エンジニアリング・レポート作成者連絡会議設置要綱

平成 19 年 11 月 1 日 制定
平成 23 年 11 月 30 日 改正
平成 24 年 5 月 11 日 改正
平成 24 年 11 月 29 日 改正
平成 25 年 7 月 23 日 改正
平成 26 年 7 月 8 日改正

（目的）

第1 エンジニアリング・レポート（以下、ER という。）を作成する公益社団法人 ロングライフビル推進協会（以下、BELCA という。）正会員間の連絡及び BELCA 内外の関係者との連携を継続して行うことにより、ER 作成技術及び ER の品質の向上並びに ER の重要性の啓発に努め、もって適切な ER の普及を推進することを目的とする。

（活動内容）

第2 ER 作成者連絡会議（以下、連絡会議という。）は、適切な ER の普及を図るため、次の活動を行う。

- 1) ER 作成に係る情報交流及び調査研究
- 2) ER 作成に係る技術者の育成
- 3) ER に係る関係団体等との連携
- 4) ER の重要性に関する普及啓発活動
- 5) その他、目的達成に必要な活動

（定義）

第3 この要綱における用語の定義は次の通りとする。

- 1) ER エンジニアリング・レポート作成に係るガイドライン（以下、ガイドラインという。）第 1 章総則第 4 節用語の定義による。
- 2) 作成者 自らの責任において ER の全部または一部を作成する企業をいい、今後、作成しようとする企業も含む。

（構成）

第4 連絡会議のメンバーは、ER 作成者である BELCA 正会員により構成する。

（倫理要綱の遵守）

第5 連絡会議のメンバーは、ER 作成者倫理要綱を遵守しなければならない。

（参画と離脱）

第6 連絡会議への参画は、別に定める申し込み様式により行う。

2. メンバーは、いつでも別に定める届けにより、連絡会議より離脱することができる。

（除名）

第7 倫理要綱等に違反したメンバーで、必要な手続きを経て除名が相当であると判断されたときは、連絡会議のメンバーを除名する。

（組織）

第8 連絡会議の中に、全体会議、幹事会、技術委員会、普及委員会、倫理委員会を設ける。

2. 連絡会議に顧問を置くことができる。

（全体会議）

第9 全体会議はメンバーの参画により、下記の事項を行う。

- 1) 幹事会が提案する重要事項の承認
 - 2) 委員会、分科会、ワーキンググループの活動報告
 - 3) メンバー間の情報交換
 - 4) 講演会
2. 全体会議の議長は、幹事長が務める。
 3. 全体会議の決議は、出席メンバーの過半数をもって決する。ただし、あらかじめ通知された全体会議の目的である事項について、書面によりメンバーの過半が同意の意思表示をしたときは、全体会議の決議があったものとみなす。

（幹事会）

第10 幹事会は次の事項を行う。

- 1) 全体会議の開催、内容の企画
 - 2) 顧問の選任
 - 3) 技術者の育成等の企画
 - 4) 連絡会議の活動計画の作成
 - 5) その他、連絡会議の活動及び運営に関する事項
2. 幹事の人数は15名以内とし、同一メンバーより複数選任することを妨げない。任期は原則として2年とする。ただし、再任を妨げない。なお、任期途中で交代した場合の任期は前任者の残任期間とする。
 3. 幹事会は、メンバーの役職員のうちから全体会議で選任された幹事で構成する。
 4. 前項の場合、当該幹事の属するメンバー（「幹事会社」という。）が相応の ER の作成実績を有することその他において幹事会社にふさわしいことをふまえて、幹事の選任をするものとする。
 5. 幹事の幹事会社における人事異動等に伴って当該幹事会社の他の役職員を新たに幹事に選任する場合は、幹事会の決議をもって第1項の全体会議による幹事の選任とみなす。
 6. 幹事の所属会社に変更したときで、同一企業グループ内での変更など新しい所属会社が幹事会社にふさわしいと幹事会が認める場合は、新しい所属会社を幹事会社とみなして第1項の選任は引き続き有効とし、それ以外の所属会社に変更した場合は、第1項の選任は失効するものとする。
 7. 幹事の互選により、幹事長・副幹事長を選任する。

（技術委員会）

第11 技術委員会は、ER の品質確保のための技術的事項に関する調査、研究、情報収集を行う。

2. 技術委員会の委員長、副委員長及び委員は、幹事会において幹事のうちから選任する。
3. 技術委員会には、幹事会の決議により、専門分野に応じた分科会を設けることができる。
4. 分科会には、幹事会で技術委員会委員のうちから選任した主査・副主査を置く。
5. 分科会の参加は、メンバーの希望による。なお、定員を超した場合は幹事会で選任する。

（普及委員会）

第12 普及委員会は、ER の活用及び普及のための活動の企画、実施を行う。

2. 普及委員会の委員長、副委員長及び委員は、幹事会において幹事のうちから選任する。

（費用等）

第13 連絡会議の運営に必要な費用は、原則としてメンバーより徴収しない。

2. 会場借上げ、講師謝金、懇親会、調査等の実費については、必要に応じて参加者より別途徴収する。

(事務局)

第14 事務局は、BELCA とする。

(要綱改正)

第15 この要綱は幹事会の発議により全体会議の承認を受けることにより改正することができる。

(その他)

第16 この要綱に定めるものの他、連絡会議の運営に必要な事項は別に定める。

附則 この要綱は、平成 19 年 11 月 1 日より施行する。
この要綱は、平成 23 年 12 月 1 日より施行する。
この要綱は、平成 24 年 5 月 11 日より施行する。
この要綱は、平成 24 年 11 月 29 日より施行する。
この要綱は、平成 26 年 7 月 8 日より施行する。